

全国健康関係主管課長会議資料

平成27年3月11日(水)

於：中央合同庁舎第5号館 低層棟講堂

厚生労働省健康局
疾病対策課
移植医療対策推進室

目 次

1. 臓器移植対策について

- (1) 臓器提供の体制整備について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 都道府県連絡調整体制支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) 虐待を受けた児童への対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2. 造血幹細胞移植対策について

- (1) 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律・・・・・・・・ 2
- (2) 骨髄、末梢血幹細胞移植及び臍帯血移植対策について・・・・・・・・ 2

3. その他連絡事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

1. 臓器移植対策について

(1) 臓器提供の体制整備について

平成9年の臓器移植法施行以降の脳死下での臓器提供事例は昨年末時点で300例を超え、昨年1年間の提供数も50例と増加しているが、心停止後の提供を含む毎年の提供数は平成22年の法改正以降減少傾向にある。

一方、平成25年の世論調査の結果によれば、国民の中で臓器提供を希望される方々の割合は引き続き一定割合（4割台）を維持していることを踏まえると、国民の臓器提供に関する意思をできるかぎり活かすための臓器提供体制の整備が引き続き重要となっている。

各都道府県等におかれては、移植医療に関する広報・普及啓発について各種の活動にご尽力いただいているが、引き続き、運転免許証の更新時や管轄下の医療保険者における被保険者証のカード化・被保険者証の更新時等、あらゆる機会をとらえ、関係機関・団体の協力を得ながら、臓器提供に関する意思表示の普及について一層のご尽力をいただきたい。

厚生労働省においては、移植医療に関する認識と理解を深めていただくことを目的として、中学三年生向けのパンフレットを作成し、全国の中学校へ配布している。これに併せ、公益社団法人日本臓器移植ネットワーク（JOT）においては、教員向け資料の配付や出前授業等を実施しているため、各都道府県等におかれては、教育委員会とも連携して、教育現場で活用できる資料や教材についての情報提供や普及啓発に取り組んでいただきたい。

※【臓器移植ネットワークの教材紹介ページ】 <http://www.jotnw.or.jp/studying/>

(2) 都道府県連絡調整体制支援事業

平成26年度からJOTへの補助事業として、都道府県連絡調整者（都道府県コーディネーター）が中心となって地域における臓器移植に関するあっせん体制を整備するための事業を支援する「地域支援事業」を実施している。本事業は、地域における移植医療の関係者の連携を強化することにより、地域の臓器移植に関する諸問題等について検討するとともに、移植医療の推進に資するための様々な取組に当たって有機的な連携を図ることを促す内容になっている。各都道府県におかれては、本事業を有効に活用していただき、地域における臓器移植に関するあっせん体制の整備にご協力をお願いしたい。

また、臓器提供に関する国民の意思をより確実に活かすことができるよう、JOTを通じて、臓器提供シミュレーションや院内研修の実施等の臓器提供施設の院内体制整備の支援を行っているが、平成27年度からは、新たに、臓器提供の選択肢提示に関して実態等を把握するとともに、問題点や課題を検討し、患者家族の心情にも配慮した対応方法を医療機関において整備するための事業を実施することとしているので、事業趣旨をご理解いただき、これらの事業について必要なお協力をお願いしたい。

(3) 虐待を受けた児童への対応について

平成22年の改正臓器移植法では、虐待を受けた児童から臓器が提供されることのないよう適切に対応することとされ、ガイドライン上、医療機関は、虐待防止委員会等の院内体制の下で虐待の疑いの有無を確認することとされている。

このため、医療機関が児童相談所へ照会した際に、虐待に関する情報が得られるよう、平成24年11月に雇用均等・児童家庭局から、同年12月に健康局から関係通知を発出し、必要な体制の整備をお願いしているところであり、各都道府県等においてご協力いただいていることに感謝申し上げます。

小児の臓器提供事例について、より適切に対応していただくためにも、引き続き医療機関と児童相談所等の連携体制の整備に取り組んでいただくようお願いしたい。

2. 造血幹細胞移植対策について

(1) 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律

昨年1月1日に「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」が施行された。この法律では、造血幹細胞移植に関わる者にそれぞれ責務が課されており、地方公共団体は「基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。

この規定は、造血幹細胞移植に関わる者が、法に基づき課せられた責務を果たすとともに、法に掲げられた基本理念の実現に向けた取組を進めることを通じて、造血幹細胞移植を希望する患者の方々にとって、病気の種類や病状にあった適切な移植（骨髄移植、末梢血幹細胞移植、臍帯血移植）が行われるとともに、患者の生活の質の改善が図られることを目指しているものである。

(2) 骨髄移植、末梢血幹細胞移植及び臍帯血移植対策について

白血病や重症再生不良性貧血等で非血縁者間造血幹細胞移植を希望している患者数は年々増加しており、それに伴って非血縁者間の造血幹細胞移植の件数も増加傾向にある。

よりよい治療のための造血幹細胞移植の主な課題として、特に各都道府県等においてご尽力いただきたいのが、骨髄などの善意のドナーの継続的な協力の確保である。これまで、保健所を通じた骨髄ドナーの登録、骨髄バンク推進月間を中心とした普及啓発活動などを行っていただいております、これらの事業については、献血事業と連携等を図りつつ取り組んできていただいたところ。

その結果、44万人を超える方々にドナー登録をいただいております、ご協力に感謝申し上げます。現在の44万人のドナーのうち最も多い年齢層は41歳の方であり、10年前と比べてドナーの高年齢化が進んでいる状況と認識している。できるだけ長期間ドナーとなっていただくためには、若年層への普及啓発がより重要であり、各都道府県等におかれては、造血幹細胞提供支援機関である日本赤十字社や地域のボランティア団体等と協力するとともに、関係者からなる連絡協議会を積極的に活用するなどし、より効果的な普及啓発や骨髄ドナー募集に取り組んでいただきたい。

なお、道府県に対しては「骨髄提供者登録受付業務費」として保健所でのドナー登録に必要な費用を交付税措置しており、ぜひ積極的な活動をお願いしたい。

3. その他連絡事項

移植医療対策推進室 関係行事予定

行 事 名	関 係	期 間	場 所
臓器移植普及推進月間	【主催】 厚生労働省、都道府県、 (公社) 日本臓器移植ネ ットワーク 他	平成27年 10月1日～31日	全 国
第17回臓器移植推進 全国大会	【主催】 厚生労働省、開催都道府 県他	平成27年 10月18日(日)	大分県
骨髄バンク推進月間	【主催】 厚生労働省、都道府県、 保健所設置市、特別区、 (公財) 日本骨髄バンク 他	平成27年 10月1日～31日	全 国

参 考 资 料

参考資料目次

1. 平成27年度移植対策関係予算（案）の概要・・・・・・・・・・・・・・・・資－1
2. 臓器移植対策
 - (1) 臓器提供施設と児童相談所の連携のための関係者間協議の推進について・・資－3
 - (2) 都道府県別の腎臓提供件数と移植件数／移植希望登録者数・・・・・・・・資－6
 - (3) アイバンク別の献眼者数、利用眼数、待機患者数・・・・・・・・資－7
3. 造血幹細胞移植対策
 - (1) 都道府県別ドナー登録会開催状況等・・・・・・・・・・・・・・・・資－8

1 平成27年度移植対策関係予算（案）の概要

<平成26年度予算額> <平成27年度予算（案）> $\left(\begin{array}{c} \text{対前年度比} \\ 102.1\% \end{array} \right)$
27.7億円 → **28.3億円**

<注>他局課計上分を含む

造血幹細胞移植対策の推進	20.6億円（20.3億円）
---------------------	-----------------------

■ 患者の病気の種類や病状に応じて、3種類の移植術（骨髄移植・末梢血幹細胞移植・臍帯血移植）から適切な移植術を選択し実施できる医療体制の整備や、治療成績の向上を図るとともに、造血幹細胞移植に必要な基盤（バンク）の安定的な運営を支援する。

④ **造血幹細胞移植医療体制整備事業** **249百万円（164百万円）**

患者の病状に応じて、3種類の移植術のうち適切な移植術を実施できる体制を確保した拠点的な病院を整備し、造血幹細胞移植に関する人材育成や診療支援等を行うことにより地域の造血幹細胞移植医療の体制整備を図る。

骨髄移植対策事業費（骨髄バンク運営費） **446百万円（460百万円）**

初期コーディネート期間の短縮のための措置を強化するとともに、骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者（骨髄バンク）の安定的な運営を引き続き支援する。

さい帯血移植対策事業費（さい帯血バンク運営費） **578百万円（592百万円）**

臍帯血供給事業者（さい帯血バンク）の安定的な運営を引き続き支援する。

造血幹細胞提供支援機関業務経費等 **781百万円（809百万円）**

骨髄等ドナーのHLA（白血球の型）の検査及びデータ登録や治療成績等の向上につなげていく体制整備等の骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん機関及び臍帯血供給事業者に対する支援を行う支援機関（日本赤十字社）の安定的な運営を引き続き支援する。

(参考) 【平成26年度補正予算案】

造血幹細胞移植関連情報の共通基盤データベースの構築 3.8億円
 患者がより移植を受けやすくするため、造血幹細胞移植関連情報の共通基盤データベースを構築して、現在日本赤十字社等の機関ごとに別々に管理されている各システムと接続する。

末梢血幹細胞採取体制の整備 **メニュー予算**

造血幹細胞数測定装置の整備に対する補助（定額）を行い、末梢血幹細胞採取認定施設の拡大を図る。

臓器移植対策の推進

6. 3億円（6. 0億円）

- 脳死下での臓器提供が着実かつ適切に実施されるよう、より多くの国民に臓器移植に関する正しい知識を持ってもらい、自身の意思を表示してもらえるよう普及啓発を進めるとともに、臓器提供施設の体制整備や負担軽減のための支援を行う。

臓器移植対策事業費（日本臓器移植ネットワーク運営費） 609百万円（570百万円）

公平かつ適正なあっせんを行うため、臓器のあっせん業務を行う際の中心的役割を果たす臓器移植コーディネーターの確保とともに、資質の向上のための研修の実施、地域におけるあっせん体制の整備など、臓器移植ネットワークの体制整備を図る。

- ・**新** 臓器提供施設における選択肢提示対応支援 41百万円（0百万円）
臓器提供施設において、終末期医療の説明の中で臓器提供に関する選択肢を提示することに関する実態等を把握するとともに問題点や課題を検討し、患者家族の心情にも配慮した対応方法を医療機関において整備することへの支援を行う。

普及啓発事業費 25百万円（25百万円）

臓器提供に係る意思表示が可能となる15歳を対象とした中学3年生向け啓発冊子の作成・配布のほか、脳死下での臓器提供事例の検証のために必要な経費を確保すること等により、国民の移植医療への理解や意思表示の必要性について啓発を図る。

(参考)【平成26年度補正予算案】

臓器移植希望者（レシピエント）検索システムの改修 1. 5億円
臓器移植希望者（レシピエント）検索システムのバージョンアップ及びより正確かつ迅速なレシピエント決定を行うための新たな機能の追加を行う。

移植医療研究の推進

1. 3億円（1. 4億円）

- 臓器移植・組織移植・造血幹細胞移植のそれぞれについて、社会的基盤に関する研究及び成績向上に関する研究を推進する。
※厚生労働科学研究費（大臣官房厚生科学課計上分）

ご質問等の問い合わせ先

厚生労働省 移植医療対策推進室

担当者：菊田、原

電話番号：03-3595-2256

2 - (1) 臓器提供施設と児童相談所の連携のための関係者間協議の推進について

健臓発 1206 第 2 号

平成 24 年 1 月 6 日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課

臓器移植対策室長

臓器提供施設と児童相談所の連携のための関係者間協議の推進について

臓器移植の円滑の実施につきましては、平素から御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 83 号）の附則第 5 項では、虐待を受けた児童から臓器が提供されることのないよう適切に対応することとされており、その一環として、臓器提供施設から児童相談所に虐待の有無等を照会できるよう、個人情報保護条例の取扱いの整理などに取り組んでいただようお願いしているところです（平成 24 年 2 月 3 日全国健康関係主管課長会議資料参照）。

今般、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長及び母子保健課長から「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」（平成 24 年 11 月 30 日雇児総発 1130 第 2 号、雇児母発 1130 第 2 号）が別添のとおり関係地方公共団体の児童福祉・母子保健主管部（局）長あて通知されました。当該通知においては、臓器提供者となる可能性がある児童に関し、医療機関から児童相談所に対し虐待相談対応の有無等について照会があった場合に円滑に対応できるよう、事前に関係部署と協議しておく必要があること等が明記されているところです（別添通知中「8 臓器提供に係る児童に関する児童相談所の関与の確認」を参照）。

つきましては、貴職におかれては、当該通知の趣旨も踏まえ、臓器提供者となる可能性がある児童に関し臓器提供施設から児童相談所に照会を行う場合の対応について、児童福祉主管部局や児童相談所と積極的に協議を行うようお願いいたします。

また、本件は脳死下での臓器提供のみならず心停止下での臓器提供にも関わることから、当該通知の内容及び上記協議の結果についてすべての関係機関において認識を共有するため、関係部局と連携し、貴管内の医療機関及び関係団体、並びに市町村及び関係機関等に対する周知について、特段の御配慮をお願いいたします。

雇児総発 1130 第 2 号
雇児母発 1130 第 2 号
平成 24 年 11 月 30 日

各
都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市
保 健 所 設 置 市
特 別 区
児童福祉・母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長

母子保健課長

児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について

児童虐待防止対策の推進については、平素より御尽力を頂き、感謝申し上げます。

さて、医療機関等との連携体制の整備については、「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」（平成 23 年 7 月 27 日付け雇児総発 0727 第 4 号、雇児母発 0727 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）等によりお願いしてきたが、先般、「『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 8 次報告）』を踏まえた対応について」（平成 24 年 7 月 26 日付け雇児総発 0726 第 1 号、雇児母発 0726 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知。以下「平成 24 年 7 月通知」という。）において、児童相談所及び市区町村と医療機関との積極的な連携及び情報共有の必要性を示したところである。

これを踏まえ、児童相談所及び市区町村の児童福祉・母子保健等の関係部署、要保護児童対策地域協議会の調整機関における医療機関との連携について留意すべき事項を整理したので下記のとおり通知する。

貴職におかれてはこの内容を御了知いただくとともに、管下の児童相談所及び保健所並びに管内の市区町村及び医療機関等の関係機関に周知を図り、対応に遺漏のないよう努められたい。

なお、本通知については、医政局及び健康局並びに消費者庁、総務省自治行政局及び法務省刑事局と協議済みであることを申し添える。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

1～7 (略)

8 臓器提供に係る児童に関する児童相談所の関与の確認

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 83 号）附則第 5 項では、政府は、虐待を受けた児童から臓器が提供されることのないよう、虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨規定されており、法律の趣旨として、虐待を受けた児童の臓器が提供されるべきではない旨が明確にされている。

これを踏まえ、医療機関で児童からの臓器提供が検討される場合、医療機関は、当該児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認する必要がある、そのためには、関係する児童相談所における当該児童に係る虐待相談対応の有無等について照会することも想定される。

このため、都道府県等の児童福祉主管部局や児童相談所では、臓器提供者となる可能性がある児童に関し、過去及び現在の児童相談所による虐待相談対応の有無等について児童相談所に照会があった場合に円滑に対応できるよう、照会の方法や個人情報保護条例上の整理等について事前に関係部署と協議しておく必要がある。都道府県等の衛生主管部局や医療機関から協議への協力を求められた場合には協力するようお願いする。特に、個人情報保護条例については、あらかじめ個人情報の第三者提供に係る除外規定のいずれの条項に該当するか整理することや、必要に応じてあらかじめ個人情報保護審査会の諮問・答申手続により整理することなどが必要となる。

また、協議結果については、関係機関において認識が共有される必要があることから、児童福祉主管部局から管下の児童相談所に周知されたい。同時に、衛生主管部局から関係医療機関等へ周知が図られることから、児童福祉主管部局及び児童相談所においても、衛生主管部局が開催する会議への参加など、衛生主管部局が行う周知のための取組にも協力されたい。

2-(2) 都道府県別の腎臓提供件数と移植件数／移植希望登録者数

都道府県	提供件数 〔平成18年～平成26年の合計〕	移植件数	移植希望 登録者数 平成26年末現在	移植希望登録者全 体に占める割合
北海道	59	102	568	4.5%
青森	4	7	116	0.9%
岩手	4	6	102	0.8%
宮城	7	22	145	1.1%
秋田	1	4	62	0.5%
山形	2	3	86	0.7%
福島	8	9	166	1.3%
茨城	12	23	332	2.6%
栃木	10	19	182	1.4%
群馬	14	22	165	1.3%
埼玉	28	42	709	5.6%
千葉	30	71	588	4.6%
東京	112	240	1,545	12.1%
神奈川	67	101	958	7.5%
新潟	37	52	250	2.0%
富山	10	18	148	1.2%
石川	11	18	148	1.2%
福井	11	4	65	0.5%
山梨	4	1	81	0.6%
長野	12	15	160	1.3%
岐阜	12	21	262	2.1%
静岡	39	71	356	2.8%
愛知	92	209	1,253	9.8%
三重	5	7	206	1.6%
滋賀	8	7	75	0.6%
京都	8	22	224	1.8%
大阪	28	86	687	5.4%
兵庫	42	86	574	4.5%
奈良	8	12	186	1.5%
和歌山	24	20	125	1.0%
鳥取	1	0	39	0.3%
島根	2	4	38	0.3%
岡山	7	25	178	1.4%
広島	16	30	282	2.2%
山口	9	12	104	0.8%
徳島	7	10	82	0.6%
香川	17	25	140	1.1%
愛媛	7	13	104	0.8%
高知	8	7	56	0.4%
福岡	60	118	415	3.3%
佐賀	6	2	41	0.3%
長崎	22	27	142	1.1%
熊本	1	14	146	1.1%
大分	6	7	57	0.4%
宮崎	8	7	58	0.5%
鹿児島	6	8	68	0.5%
沖縄	17	49	251	2.0%
合計	909	1,678	12,725	

2-(3) アイバンク別の献眼者数、利用眼数、待機患者数

アイバンク名	献眼者数		利用眼数		待機患者数 (H26.12末)
	H24年度	H25年度	H24年度	H25年度	
(一財)北海道眼病銀行	5	5	14	15	15
特定非営利法人旭川医大アイバンク	12	15	33	36	9
(公財)弘前大学アイバンク	3	1	6	2	34
岩手医科大学眼病銀行	7	19	10	42	28
(公財)東北大学アイバンク	4	8	14	14	63
(公財)あきた移植医療協会	2	2	4	4	2
(公財)山形県アイバンク	4	13	9	19	12
(公財)福島県アイバンク	9	8	11	15	58
(公財)茨城県アイバンク	22	25	36	39	23
(公財)栃木県アイバンク	32	29	33	27	20
(公財)群馬県アイバンク	22	25	49	40	15
(公財)埼玉県腎・アイバンク協会	10	11	17	23	16
(公財)千葉県アイバンク協会	3	1	1	0	18
角膜センター・アイバンク	41	32	77	64	20
順天堂大学アイバンク	17	10	23	6	242
慶応大学眼病銀行	22	15	40	23	66
(社福)読売光と愛の事業団眼病銀行	24	15	42	20	47
杏林アイバンク	5	1	10	1	12
(公財)かながわ健康財団 腎・アイバンク推進本部	55	66	98	114	40
(公財)山梨県アイバンク	4	3	11	5	16
(公財)長野県アイバンク・臓器移植推進協会	15	19	32	28	11
(公財)新潟県臓器移植推進財団	9	8	14	12	36
(公財)富山県アイバンク	37	24	62	40	17
(公財)石川県アイバンク	10	8	17	15	12
(公財)福井県アイバンク	15	17	26	32	3
(公財)岐阜県ジン・アイバンク協会	10	6	17	11	5
(公財)静岡県アイバンク	121	158	165	216	54
(公財)愛知県眼衛生協会	138	134	209	203	122
(公財)三重県角膜・腎臓バンク協会	4	3	9	5	11
(公財)滋賀県健康づくり財団 腎・アイバンクセンター	3	4	5	8	0
京都府立医科大学附属病院眼病銀行	13	15	27	20	39
(公財)体質研究会アイバンク	1	4	2	6	7
(公財)大阪アイバンク	36	45	67	73	68
(一財)奈良県アイバンク	6	4	5	2	53
(公財)和歌山県角膜・腎臓移植推進協会	3	1	6	0	9
(公財)兵庫アイバンク	18	16	31	29	76
(公財)鳥取県臓器バンク	2	1	4	2	24
(公財)島根難病研究所しまねまごころバンク	8	9	9	10	9
(公財)岡山県アイバンク	8	3	16	6	18
(公財)ひろしまドナーバンク	17	19	29	39	66
(公財)やまぐち角膜・腎臓等複合バンク	14	20	20	32	2
(公財)徳島アイバンク	1	3	30	41	41
(公財)香川県眼病銀行	8	1	14	3	26
(公財)愛媛アイバンク	3	3	3	3	20
特定非営利法人高知アイバンク	2	4	4	4	46
(公財)福岡県医師会眼病銀行	16	9	24	15	67
久留米大学眼病銀行	1	2	0	1	13
(公財)佐賀県アイバンク協会	4	8	3	9	6
(公財)長崎アイバンク	39	48	46	61	59
(公財)熊本県角膜・腎臓バンク協会	10	14	16	17	143
(公財)大分県アイバンク協会	4	0	8	0	9
(公財)宮崎県アイバンク協会	4	3	4	3	31
(公財)鹿児島県角膜・腎臓バンク協会	3	5	7	10	0
(公財)沖縄県アイバンク協会	5	5	8	11	26
計	891	927	1,477	1,476	1,885

3-(2) 都道府県別ドナー登録会開催状況等

		登録会開催回数						登録者数							
		献血併行型登録会		集団登録会		合計		献血併行型登録会		集団登録会		保健所(固定)登録		合計	
		H25年	H26年	H25年	H26年	H25年	H26年	H25年	H26年	H25年	H26年	H25年	H26年	H25年	H26年
北海道・東北	北海道	23	19	0	0	23	19	170	170	0	0	17	7	187	177
	青森県	127	213	0	0	127	213	822	1,439	0	0	0	0	822	1,439
	岩手県	5	8	1	0	6	8	47	42	0	0	16	8	63	50
	宮城県	284	191	0	0	284	191	1,413	592	0	0	4	1	1,417	593
	秋田県	0	0	0	1	0	1	52	50	0	0	5	1	57	51
	山形県	34	46	0	0	34	46	800	848	0	0	0	0	800	848
	福島県	108	26	0	0	108	26	1,450	510	0	0	6	0	1,456	510
関東甲信越	茨城県	36	58	0	0	36	58	254	244	0	0	0	0	254	244
	栃木県	287	217	0	0	287	217	2,241	1,359	0	0	8	9	2,249	1,368
	群馬県	32	35	0	0	32	35	214	160	0	0	2	0	216	160
	埼玉県	437	217	0	0	437	217	680	503	0	0	0	0	680	503
	千葉県	41	53	0	0	41	53	210	203	0	0	6	5	216	208
	東京都	235	227	3	2	238	229	1,591	1,101	118	10	0	0	1,709	1,111
	神奈川県	21	20	9	4	30	24	103	93	64	26	5	6	172	125
	山梨県	13	9	0	0	13	9	38	8	0	0	11	7	49	15
	長野県	7	0	0	0	7	0	13	1	0	0	2	2	15	3
	新潟県	61	37	4	4	65	41	200	254	78	54	1	2	279	310
東海北陸	富山県	0	0	0	0	0	0	49	34	0	0	19	4	68	38
	石川県	47	41	0	0	47	41	96	168	0	0	2	2	98	170
	福井県	0	1	0	0	0	1	18	37	1	0	20	12	39	49
	岐阜県	10	22	0	0	10	22	103	115	0	0	2	3	105	118
	静岡県	66	53	0	0	66	53	155	147	0	0	46	24	201	171
	愛知県	72	77	3	0	75	77	336	242	4	0	12	11	352	253
	三重県	32	35	0	2	32	37	198	205	30	19	7	7	235	231
	滋賀県	80	29	0	0	80	29	241	173	2	0	5	9	248	182
近畿	京都府	630	594	0	0	630	594	1,036	1,075	0	0	0	2	1,036	1,077
	大阪府	138	158	0	0	138	158	443	476	0	0	4	5	447	481
	兵庫県	166	135	0	0	166	135	1,091	1,060	0	1	0	0	1,091	1,061
	奈良県	9	10	0	0	9	10	74	85	0	0	1	1	75	86
	和歌山県	50	65	0	0	50	65	455	633	1	0	4	8	460	641
	鳥取県	14	21	1	0	15	21	88	82	0	1	0	0	88	83
中国	島根県	55	41	2	3	57	44	191	230	25	46	10	3	226	279
	岡山県	13	11	0	0	13	11	252	185	1	0	4	8	257	193
	広島県	18	34	4	3	22	37	154	222	51	100	2	0	207	322
	山口県	2	3	0	0	2	3	154	98	21	24	19	13	194	135
	徳島県	0	5	0	1	0	6	89	33	0	0	6	2	95	35
四国	香川県	13	70	0	0	13	70	82	326	0	0	7	1	89	327
	愛媛県	38	49	1	0	39	49	608	668	21	15	6	4	635	687
	高知県	26	25	3	3	29	28	182	106	108	185	1	0	291	291
	福岡県	210	222	3	4	213	226	1,217	990	56	68	1	1	1,274	1,059
九州	佐賀県	111	78	0	0	111	78	411	240	0	0	4	2	415	242
	長崎県	159	173	1	0	160	173	668	511	3	2	9	2	680	515
	熊本県	78	88	0	1	78	89	847	597	0	4	0	4	847	605
	大分県	2	2	0	0	2	2	27	21	0	0	3	9	30	30
	宮崎県	17	26	4	2	21	28	112	119	18	0	7	6	137	125
	鹿児島県	10	16	0	0	10	16	76	80	0	0	8	6	84	86
	沖縄県	219	145	0	0	219	145	1,940	1,012	0	0	0	5	1,940	1,017
合計	4,036	3,605	39	30	4,075	3,635	21,691	17,547	602	555	292	202	22,585	18,304	